

【件名】

道路の適正な利用について

【内容】

観光地鎌倉において、観光客が安心して観光できることは重要なことだと思います。2020の東京オリンピックにおいても享受することになるでしょう。

段葛を中心とする両サイドの歩道が適正に利用されているとは言えないように感じます。

現在は、段葛がクローズされていることもあり、歩道の密集度は、以前を超えていると思います。しかしながら、各店舗は、私有地の範囲を超えて、看板やベンチ、ゴミ箱、自転車、案内、店舗によっては商品のディスプレイなどが散見されます。

通行において甚だ迷惑であり、適正な利用を求めて欲しいと思います。

また、段葛にかぎらず、市内のいたるところの民家でも外構の植樹の枝や葉が歩道にせり出している場合があります、実質的に歩道が狭まってしまっていて、歩行者が車道部分があるかざるを得ない場合も散見されます。

特に岐れ道から報国寺までの道路は、都市計画では、拡幅が決まっているものの実行されておらず、民家の植樹のせり出しにより歩道が実質的に確保できていない状況があります。

是非、積極的な注意喚起により、私有地と道路の適正な利用を推進して欲しいと感じます。

【回答】

若宮大路の段葛の西側歩道は、神奈川県が管理する県道 21 号（横浜鎌倉）の一部分とこれと並行して、鎌倉市の管理する水路部分で構成されています。

市が管理する若宮大路に沿った水路につきましては、通路としての占用許可をしていますが、現地を確認し、占用者に対し適切な対応をするよう指導をいたしました。

また、御要望にあります市道に隣接する私有地の樹木の管理につきましては、土地所有者が行う必要があります。私有地の樹木などが市道上に張出し、通行に影響がある場合には、土地所有者に対し、適切な対応を行うよう要請しています。

若宮大路（県道 21 号）及び岐れ路から報国寺までの県道 204 号（金沢鎌倉）は県道であるため、道路管理者である神奈川県に御要望の内容を伝えました。

今後も、神奈川県とも連携し、道路及び小路の適切な維持管理に取り組んでまいります。

平成 28 年 1 月 19 日対応／回答